

年金記録訂正請求に係る答申について

東海北陸地方年金記録訂正審議会
令和7年5月 27 日答申分

○答申の概要

(1)年金記録の訂正の必要があるとするもの 2件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 2件

(2)年金記録の訂正を不要としたもの 0件

国 民 年 金 関 係 0件

厚生年金保険関係 0件

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400290号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500010号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成27年4月1日から令和4年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から同表の第5欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成27年4月から令和4年8月までの訂正後の標準報酬月額(別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 2 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 平成4年生

住 所 :

- 2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成27年4月1日から令和4年10月1日まで

私は、新卒でA社に入社し現在も勤務しているが、厚生年金保険の等級が本来の等級よりも低い等級となる誤った届出をしていたことを把握していながら修正の手続きをしていなかったことを、同社からメールにより令和6年10月に通知された。本来受け取れるはずの厚生年金が減額されてしまうので、請求期間について、正しい年金記録に訂正してほしい。

第3 判断の理由

- 1 請求期間について、A社及び請求者から提出された給料明細書、請求者から提出された金融機関の取引一覧表及び課税庁から提出された給与支払報告書(以下「給料明細書等」という。)によると、資格取得時の報酬月額に基づく標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額(以下「本来の標準報酬月額」という。)(別表の第4欄)は、オンライン記録の標準報酬月額(別表の第2欄)を超えていることが確認でき、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額(別表の第3欄)は、オンライン記録の標準報酬月額(別表の第2欄)と同額又は低額であることが確認できる。

ただし、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間の標準報酬月額については、上述の給料明細書等で確認できる厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額がオンライン記録の標準報酬月額を超えないことから、厚生年金特例法による保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正を認めることはできない。

- 2 請求期間のうち、平成 27 年 4 月 1 日から令和 4 年 9 月 1 日までの期間について、給料明細書等によると、当該期間に係る本来の標準報酬月額(別表の第 4 欄)は、オンライン記録の標準報酬月額(別表の第 2 欄)を超えていることが確認できることから、当該期間の標準報酬月額については、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 5 欄に掲げる額に訂正することが必要である。

ただし、訂正後の標準報酬月額(別表の第 2 欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別 表

厚生局受付番号 : 東海北陸（受）第 2400290 号

厚生局事案番号 : 東海北陸（厚）第 2500010 号

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄
請求期間に係る月	オンライン 記録の 標準報酬月額 (訂正前)	厚生年金 保険料控除額 に見合う 標準報酬月額	本来の 標準報酬月額	厚生年金保険 法（75 条本 文）訂正後の 標準報酬月額
平成 27 年 4 月から 同年 8 月まで	15 万円	15 万円	19 万円	19 万円
平成 27 年 9 月から 平成 28 年 8 月まで	15 万円	15 万円	22 万円	22 万円
平成 28 年 9 月から 平成 29 年 7 月まで	15 万円	14 万 2,000 円	24 万円	24 万円
平成 29 年 8 月から 平成 30 年 8 月まで	15 万円	14 万 2,000 円	28 万円	28 万円
平成 30 年 9 月から 令和元年 7 月まで	15 万円	14 万 2,000 円	26 万円	26 万円
令和元年 8 月から 令和 2 年 8 月まで	15 万円	14 万 2,000 円	30 万円	30 万円
令和 2 年 9 月	15 万円	14 万 2,000 円	26 万円	26 万円
令和 2 年 10 月から 令和 3 年 7 月まで	15 万円	15 万円	26 万円	26 万円
令和 3 年 8 月から 令和 4 年 8 月まで	15 万円	15 万円	30 万円	30 万円
令和 4 年 9 月	16 万円	16 万円	32 万円	—

厚生局受付番号 : 東海北陸(受)第2400293号

厚生局事案番号 : 東海北陸(厚)第2500011号

第1 結論

- 1 請求者のA社における平成28年8月1日から令和2年10月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。当該期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から同表の第5欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成28年8月から令和2年9月までの期間の訂正後の標準報酬月額については、厚生年金保険の保険給付及び保険料の納付の特例等に関する法律(以下「厚生年金特例法」という。)第1条第5項の規定により、保険給付の計算の基礎となる標準報酬月額として記録することが必要である。

事業主は、請求者に係る平成28年8月から令和2年9月までの期間の訂正後の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料(別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。)を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求者のA社における平成28年8月1日から令和4年9月1日までの期間の標準報酬月額を訂正することが必要である。平成28年8月1日から令和2年10月1日までの期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、上記1の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額(別表の第5欄)から同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とし、令和2年10月1日から令和4年9月1日までの期間の標準報酬月額については、別表の第1欄に掲げる月ごとに、同表の第2欄に掲げる標準報酬月額から同表の第6欄に掲げる標準報酬月額とする。

平成28年8月から令和4年8月までの期間の訂正後の標準報酬月額(平成28年8月から令和2年9月までの期間については、別表の第5欄に掲げる厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。また、令和2年10月から令和4年8月までの期間については、別表の第2欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。)については、厚生年金保険法第75条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

- 3 その余の請求期間については、厚生年金保険被保険者記録の訂正を認めることはできない。

第2 請求の要旨等

- 1 請求者の氏名等

氏 名 : 男

基礎年金番号 :

生 年 月 日 : 昭和50年生

住 所 :

2 請求内容の要旨

請 求 期 間 : 平成 28 年 8 月 1 日から令和 4 年 10 月 1 日まで

A 社の社長から、厚生年金保険の等級が本来の等級よりも低い等級となる誤った届出をしていたことを分かっていたが、訂正すると手取り額が減ってしまい離職につながる恐れがあるため、訂正をあえてしなかった旨のメールを受け取った。請求期間の訂正について、会社の対応窓口に問い合わせをしたが回答がないため、調査をして正しい年金記録に訂正してほしい。

第 3 判断の理由

- 1 請求期間のうち、平成 28 年 8 月 1 日から令和 2 年 10 月 1 日までの期間について、請求者又は A 社から提出された給料明細書、金融機関から提出された取引一覧表及び課税庁から提出された給与支払報告書（以下「給料明細書等」という。）によると、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（別表の第 3 欄）、資格取得時の報酬月額に基づく標準報酬月額及び標準報酬月額の改定又は決定の基礎となる期間の報酬月額に基づく標準報酬月額（以下「本来の標準報酬月額」という。）（別表の第 4 欄）は、いずれもオンライン記録の標準報酬月額（別表の第 2 欄）を超えていることが認められる。

ただし、厚生年金特例法に基づき標準報酬月額を改定又は決定し、これに基づき記録の訂正及び保険給付が行われるのは、事業主が源泉控除していたと認められる厚生年金保険料額又は請求者の報酬月額のそれぞれに見合う標準報酬月額の範囲内であることから、これらの標準報酬月額のいずれか低い方の額を認定することとなる。

したがって、請求期間のうち、平成 28 年 8 月 1 日から令和 2 年 10 月 1 日までの期間に係る標準報酬月額については、給料明細書等により確認できる厚生年金保険料控除額から、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 5 欄に掲げる額に訂正することが必要である。

なお、事業主が請求者に係る厚生年金保険料を納付する義務を履行したか否かについては、事業主は、請求内容どおりの標準報酬月額に係る届出を年金事務所に対し提出したか否か不明である旨回答しているものの、厚生年金保険料については納付していないことを認めていることから、年金事務所は、請求者の平成 28 年 8 月 1 日から令和 2 年 10 月 1 日までの期間に係る訂正後の厚生年金保険料について納入の告知を行っておらず、事業主は、当該期間に係る厚生年金保険料（訂正前の標準報酬月額に基づく厚生年金保険料を除く。）を納付する義務を履行していないと認められる。

- 2 請求期間のうち、令和 2 年 10 月 1 日から令和 4 年 10 月 1 日までの期間について、給料明細書等によると、当該期間に係る本来の標準報酬月額（別表の第 4 欄）はオンライン記録の標準報酬月額（別表の第 2 欄）を超えているものの、厚生年金保険料控除額に見合う標準報酬月額（別表の第 3 欄）はオンライン記録の標準報酬月額（別表の第 2 欄）と同額であることから、厚生年金特例法に

よる保険給付の対象に当たらないため、記録の訂正を認めることはできない。

- 3 請求期間のうち、平成 28 年 8 月 1 日から令和 4 年 9 月 1 日までの期間について、給料明細書等によると、当該期間に係る本来の標準報酬月額（別表の第 4 欄）は、オンライン記録の標準報酬月額（別表の第 2 欄）及び上記 1 の厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額（別表の第 5 欄）を超えていることが認められることから、当該期間の標準報酬月額については、別表の第 1 欄に掲げる月ごとに、同表の第 6 欄に掲げる標準報酬月額に訂正することが必要である。

ただし、平成 28 年 8 月 1 日から令和 4 年 9 月 1 日までの期間の訂正後の標準報酬月額（平成 28 年 8 月から令和 2 年 9 月までは、別表の第 5 欄に掲げる厚生年金特例法による訂正後の標準報酬月額を除く。また、令和 2 年 10 月から令和 4 年 8 月までは、別表の第 2 欄に掲げる訂正前の標準報酬月額を除く。）については、厚生年金保険法第 75 条本文の規定により、保険給付の計算の基礎とならない標準報酬月額として記録することが必要である。

別 表

厚生局受付番号 : 東海北陸（受）第 2400293 号

厚生局事案番号 : 東海北陸（厚）第 2500011 号

第 1 欄	第 2 欄	第 3 欄	第 4 欄	第 5 欄	第 6 欄
請求期間に係る月	オンライン記録 の標準報酬月額 (訂正前)	厚生年金 保険料控除額 に見合う 標準報酬月額	本来の 標準報酬月額	厚生年金特例法 訂正後の 標準報酬月額	厚生年金保険法 (75 条本文) 訂正後の 標準報酬月額
平成 28 年 8 月から 平成 29 年 8 月まで	24 万円	28 万円	30 万円	28 万円	30 万円
平成 29 年 9 月から 平成 30 年 7 月まで	24 万円	28 万円	34 万円	28 万円	34 万円
平成 30 年 8 月から 令和元年 8 月まで	24 万円	28 万円	41 万円	28 万円	41 万円
令和元年 9 月から 令和 2 年 9 月まで	24 万円	28 万円	34 万円	28 万円	34 万円
令和 2 年 10 月から 令和 3 年 7 月まで	24 万円	24 万円	34 万円	—	34 万円
令和 3 年 8 月から 令和 4 年 8 月まで	24 万円	24 万円	38 万円	—	38 万円
令和 4 年 9 月	26 万円	26 万円	36 万円	—	—